

研究代表機関代表者様

生研支援センター研究管理部研究管理課

令和2年度委託研究費の繰越しについて

平素より生研支援センターの各種委託事業に対して格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事由が発生し年度内に完了することが困難となった研究課題について、下記のとおり繰越申請を開始いたします。

なお、当センターでは運営費交付金により業務を行っていることから、中長期目標期間内については、当センターの承認により予算の繰越が可能となっておりますが、令和2年度は中長期目標期間の最終年度に当たっていることから、執行残の運営費交付金については、精算のうえ原則として国庫納付を行うこととなっており、中長期目標期間を越える繰越しを行うためには、当センターが審査の上、農林水産大臣に申請し財務大臣と協議を経た上で承認を受ける必要がありますのでご了承ください。

また、契約締結前に事由が発生していた場合は、繰越の要件には合致しませんので、留意してください。さらに、2年度繰越委託研究費と3年度の委託研究費は合算しての使用はできませんので、それぞれの実績額を分けて報告していただくこととなります。

記

1. 手続

新型コロナウイルス感染症の影響により、想定外の他律的な事由によって計画していた年度内に機器の納入が困難となった場合等に、その経費の予算を翌年度に繰越しすることができます。

なお、契約締結前に事由が発生していた場合は、繰越の要件には合致しませんのでご留意ください。

また、繰越申請は、「繰越承認申請書（様式Ⅲ-9）」を**1月20日（水）**までに提出してください。

2. 繰越の要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、別紙の（1）【繰越事由】のような想定外の事由が発生し、年度内に完了することが困難な場合で、（2）【繰越要件】に全て当てはまる必要があります。

3. WEB 説明会の開催

繰越事務の詳細について、WEB 説明会を開催します。（開催済）

繰越が必要なコンソーシアムの代表機関の担当者は、ご参加ください。

4. 問合せ先

生研支援センター 研究管理部研究管理課 平野、廣瀬、高津戸、岡村
電話：044-276-8583

(1) 【繰越事由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下のような事由が生じた場合

- ・ 共同実験・調査等実施が困難となり、成果取りまとめに不可欠な実験実施が困難
- ・ 出版社の事情で印刷・出版時期を変更する場合や査読者・編集者の都合により雑誌への掲載承認が遅れたことにより成果の取りまとめが困難になった場合
- ・ 予定していた代替不能な研究協力者の協力を得ることが困難となった場合
- ・ 資材の納品が遅れ、装置開発に遅延が生じた場合
- ・ 実験等に使用する資材・試料・資料の入手が困難となった場合
- ・ 業者の都合により実験の実施に必要な機器の修理が困難となった場合
- ・ 所属研究機関の研究活動指針等を踏まえ、研究計画に遅延が生じ、成果取りまとめに不可欠な実地調査が困難な場合
- ・ 学会・シンポジウム等の開催が中止・延期され成果の取りまとめが困難な場合
- ・ 会議等のイベントが延期し成果の取りまとめが困難な場合
- ・ 予定していた海外への現地調査等が困難となり、相手国の事情により、成果の取りまとめに不可欠な現地調査が困難な場合や協力機関の都合により、成果取りまとめに不可欠な現地調査が困難な場合 等

(2) 【繰越要件】

繰越申請を行うには、(1)の繰越事由のいずれかに合致する状況となっており、かつ、以下の全てに当てはまる必要があります。

- ① 当初計画の内容と時期が明確であり（当初は年度内に完了する見込みがあった）、
- ② 繰越事由が契約締結日以降に発生しており、
- ③ 当初計画では予想し得なかった状況となっており、
- ④ 計画の見直し、繰越しが不可欠であり、
- ⑤ 計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されている（翌年度内に完了する見込みがある）。

【繰越要件に該当しない場合】

また以下の場合には繰越要件に該当しません。

- ・ 研究者の自己都合による場合
- ・ 当初から当該年度中に完結しないことが明らかな場合
- ・ 当該年度中に再調整が可能、若しくは再調整を検討していない場合
- ・ 事前の調整不足や見込み違いの研究計画を立てていた場合
- ・ 当初計画から容易に予想される事由の場合
- ・ 代替的な手段により目的を達成することが可能な場合
- ・ 中止、延期、遅延した事案について、再調整した計画が明確に定まっておらず、翌年度内に完了する見込みが立っていない場合。
- ・ 契約締結時にはすでに発生・判明していた場合
- ・ 繰越そうとする研究計画の実施又は対象としている物品の納品等がなくとも、本年度の研究開発が完了できる場合
- ・ 当初の研究目的を変更する場合
- ・ 不合理な変更の場合